

2021年2月17日

逗子市

## 職員の処分について

### ● インターネットオークションによる非遵行為に関する処分

1 処分職員 技術職員（50歳）

2 所 属 環境都市部環境クリーンセンター

#### 3 事件の概要

本件は、平成28年以降、インターネットオークションにより、任命権者の許可を受けず、一定規模で不特定多数の者を相手に、自らが事業主体となって取引を行ったものとして、営利企業への従事等の制限の違反に該当する行為があったこと、また、インターネットオークションの取引の中に、市で収集した使用済み充電電池（714本・71,400円相当）が含まれているものとして、公物の横領に該当する行為があったことが判明したものである。

#### 4 処 分

地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」に抵触する行為であり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行として、本市職員全体に対する市民の信頼を損なうものであることから、停職処分（3月）としたもの。

5 処分年月日 令和3年2月9日

#### 6 管理監督責任

市で管理する公物が持ち出されたことについては、事件当時、公物の管理をすべき当該施設の長であり、懲戒処分となる被処分者を指導監督する立場であった職員に戒告処分を、当該施設の長を指導監督する立場であった職員に口頭による厳重注意を行った。

<戒告> 令和3年2月9日付け

前環境クリーンセンター所長（56歳）

<口頭による厳重注意>

前環境都市部長

環境都市部長

環境都市部次長

## 【市長コメント】

職員の綱紀肅正につきましては、職場内外を問わず、厳正に確保されるよう常日頃から要請してまいりましたが、今回、このような事態に至ったことは、誠に遺憾であります。

営利企業への従事等の許可につきましては、適切に処理されるべく常日頃から要請しているところであります。また、公物を横領する行為は、信用失墜行為の禁止に抵触する行為であり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行として、断じてあってはならないものであります。

この事件を教訓とし、許可申請の適切な処理、日常の業務における公金・公物等の適切な取扱いについて、職員各々が改めて意識を徹底し、執務に当たるよう指示しております。

改めまして、公務員の本旨を自覚し、職員一丸となって一刻も早く市民の皆様からの信頼を回復できますよう一層の努力をしてまいります。

本件に関するお問い合わせ先：

総務部職員課 三ッ森・山下

電話：046-873-1111 内線 341